平成２０年（フ）第２０７号
鹿児島県指宿市開聞十町4618番地、開始決定時の住所静岡県富士市中野857番地の12
破産者　山崎　一文
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１１１３号
名古屋市港区野跡４丁目６番20号　シティファミリーみなとＡ棟202号
破産者　中井　　孝
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８２８号
愛知県日進市香久山４丁目303番地
破産者　樋田信一郎
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４１号
京都府城陽市枇杷庄大堀63番地
破産者　小石　　正
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３０号
神戸市長田区明泉寺町１丁目５番５―309号
破産者　米花　　秋
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第１３４号
高知県四万十市佐田2447番地
破産者　宮崎　律子
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２０年（フ）第３７０４号
北海道日高郡新ひだか町静内中野町４丁目83番地、開始決定時の住所北海道日高郡新ひだか町静内緑町１丁目５番26号
破産者　宮内　優樹
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５３８号
秋田市将軍野南３丁目７番８号、前住所秋田市外旭川八幡田２丁目18番14号
破産者　前沢　孝司
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９６号
秋田市楢山登町４番50号
破産者　酢屋　　太
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１号
福島県郡山市字上亀田21番地の１　ネオハイツ希望ヶ丘201号
破産者　佐藤　昭浩
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２０４８号
神奈川県鎌倉市上町屋687番地　内海ハイツ201
破産者　小野寺光雄
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１３６号
神奈川県鎌倉市腰越５―５―４、住民票上の住所神奈川県鎌倉市津1040番地80
破産者　倉石喜久子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２５０号
横浜市港南区上永谷５丁目23番５号エスポアール上永谷101、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市二階堂669番地２
破産者　関口　道尊
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９０１号
横浜市旭区今宿１丁目32番６号
破産者　打越　美加
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１５２号
横浜市青葉区桜台16番地40
破産者　内田　　進
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９３号
川崎市幸区南幸町３丁目105番地10　グッドウッド201
破産者　佐藤　佳史
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６２７号
京都市伏見区醍醐外山街道町23番地　辰己市営住宅７―101、前住所京都市伏見区醍醐外山街道町２番地２
破産者　中野　　守
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係